

はじめに

1-1 届出が
必要な
行為と規
模

1-2 届出の流れ
に基づく
景観条例

2-1 (一
般地区)
景観形成基
準

2-2 の解説
景観形成基
準

ガイドラインの目的

松阪市景観計画運用ガイドラインは、松阪市景観計画における「第4章 行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)」を補足するものです。

建築主、事業主、設計者の方々が届出行為等を行う場合には、本景観計画に規定する景観形成基準に適合することが必要となります。本運用ガイドラインは、特に行為の制限に関する事項について、図などを用いて視覚的に解説することにより、届出制度運用の趣旨をわかりやすく届出者に伝えることを目的としています。

このため、表現はあくまでも例示的な表現となっており、記載している内容が、松阪市景観計画における行為の制限に関する事項の全てを記載したものでないことに留意して頂く必要があります。

本ガイドラインは、松阪市景観計画における一般地区を対象としており、大きく分けて「第1章 良好的な景観の形成に向けた届出制度について」、「第2章 良好的な景観の形成に向けた景観形成基準について」と「参考資料」から構成されています。

なお、重点地区については、地区別に独自のガイドラインを定めます。

ガイドラインの構成と見方

建築物

工作物

開発行為

土地の開墾、
土石の採取、
鉱物の掘採
その他土地の形質の変更

屋外における
土石、廃棄物、
再生資源その他
の物件の堆積

1-1. 届出が必要な行為と規模

P4~9

P4~5参照

P6~7参照

P8参照

P8参照

P8参照

1-2. 景観条例に基づく届出の流れ

P10

2-1. 景観形成基準(一般地区)

P12~16

ア. 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- ①規模・配置 ②壁面 ③形態・意匠
④附属建築物・附属設備 ⑤外構 ⑥色彩
⑦素材 ⑧緑化 ⑨夜間の照明

共通の基準 P13~14参照

+ 地区独自の基準 P16参照

イ. 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く)

- ⑩形態・意匠
⑪⑫緑化

共通の基準
P15参照

ウ. 土石の採取
又は鉱物の
掘採

- ⑬採取等の方法
⑭遮へい
⑮緑化

共通の基準
P15参照

エ. 屋外における
土石、廃棄物、
再生資源その他
の物件の堆積

- ⑯集積、貯蔵の方法
⑰遮へい

共通の基準
P15参照

2-2. 景観形成基準の解説

P17~55

P17~47参照

P48~50参照

P51~53参照

P54~55参照

届出書類リスト・届出様式等・景観形成基準チェックシート

P56~

